

平成27年黒石市教育委員会第5回定例会会議録

日時及び場所 平成27年5月26日(火)午後1時30分 黒石市産業会館 大会議室

会議出席委員 委員長 村上良子
1番 阿保淳士(教育長)
2番 津軽承公
3番 千葉小夜子
4番 駒井順一

会議欠席委員 なし

説明のために出席した者の職氏名

教育部長 玉田純一
指導課長 齋藤有
学校教育課長 藤田克文
社会教育課長 駒井昭雄
文化スポーツ課長補佐 村上誠明
学校教育課課長補佐 西塚啓
学校教育課主幹 中田智子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 報告第1号 臨時代理した事務の報告について
- 第6 議案第35号 黒石市「UPる」先生任用規則の一部改正について
- 第7 議案第36号 黒石市立幼稚園管理規則の一部改正について
- 第8 議案第37号 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
- 第9 議案第38号 教育財産の用途廃止について
- 第10 議案第39号 教育財産の用途廃止について
- 第11 議案第40号 黒石市就学指導委員会委員の委嘱について
- 第12 議案第41号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に係る懲戒処分等について
- 第13 議案第42号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に係る懲戒処分等について

会議の顛末

開会宣告(午後1時30分)

第1 会議録の承認

平成27年黒石市教育委員会第4回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、平成27年5月26日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

第3 会議録署名委員の指名

村上委員長が「村上良子委員長」と「阿保淳士委員」を指名する。

第4 教育長等の報告

黒石市教育委員会の権限に属する事務で専決した事項の報告

- 1 平成26年度黒石市教育委員会名義で行った共催及び後援について
 - (1) 共催2件（新規なし）
 - (2) 後援48件（うち新規4件）

- 2 課長補佐級以下の職員相当と考えられる非常勤職員の任命について
黒石市スポーツ推進委員 13人
任期 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで
職務 黒石市のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う。

黒石市長が定めた教育に係る例規類の報告について

- (1) 黒石市立小・中学校適正配置庁内連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令
(平成27年5月11日黒石市訓令第16号／学校教育課)

黒石市立小・中学校適正配置庁内連絡会議設置要綱（平成24年黒石市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

4	企画財政部長	4	政策連携推進監
5	健康福祉部長	5	企画財政部長
6	農林商工部長	6	健康福祉部長

別表中	7	建設部長	を	7	農林商工部長	に改める。
	8	総務課長		8	建設部長	
	9	人事課長		9	総務課長	
	10	管財課長		10	人事課長	
	11	市民環境課長		11	管財課長	
	12	企画課長		12	市民環境課長	
	13	財政課長		13	企画課長	
	14	福祉総務課長		14	財政課長	
	15	農林課長		15	福祉総務課長	
	16	土木課長		16	農林課長	
	17	都市建築課長		17	土木課長	
	18	指導課長		18	都市建築課長	
	19	社会教育課長		19	指導課長	
	20	文化スポーツ課長		20	社会教育課長	
	21	学校教育課長		21	文化スポーツ課長	
				22	学校教育課長	

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。

(2) 黒石市文化・スポーツ大会出場助成事業補助金交付要綱

(平成27年5月 日黒石市告示第 号/文化スポーツ課)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化・スポーツ活動の一層の振興を図るため、文化・スポーツ活動に精励し、結果として全国大会等に出場することとなった児童・生徒の保護者に対し、当該出場に要する経費の一部を助成することに関し、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和60年黒石市規則第7号。第7条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国大会等 国際大会、全国大会、東北大会等の規模で開催される国、地方公共団体、公益財団法人、報道機関その他の団体が主催、共催又は後援する大会で、予選会、選考会等の選抜手続を経て出場する大会（コンクールを含む。）をいう。
- (2) 児童・生徒 市内に住所を有する小学生及び中学生をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で児童・生徒を現に監護するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、全国大会等に出場した児童・生徒（団体として出場する場合にあっては、当該全国大会等の主催者が定める規定に従い登録された者に限る。）の保護者であって、この要綱以外の市が定める規則、要綱等の規定による補助金の交付の対象とならないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、全国大会等に出場した児童・生徒の出場に係る経費(食糧費を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する児童・生徒1人につき5,000円とする。

(交付の申請)

第6条 第3条に規定する補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、黒石市文化・スポーツ大会出場助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 全国大会等の開催要項等出場したことが確認できるもの
- (2) 交通費、宿泊費その他全国大会等の出場に要した経費が確認できるもの
- (3) 予選会、選考会等において入賞又は入選したことが確認できるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、全国大会等に出場した年度の年度末までに行わなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする者が、第6条各号に掲げる書類を提出した場合は、規則第12条に規定する実績報告があったものとみなす。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、黒石市文化・スポーツ大会出場助成事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、黒石市文化・スポーツ大会助成事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の全部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

[様式 略]

日程第12・13は人事案件のため、秘密会にしたい旨委員長から発議があり、委員全員異議なく、これを可決する。

第5 報告第1号 臨時代理した事務の報告について

教育部長が、処分第1号 平成27年度黒石市教育委員会の課長級以上の職員の任免について、資料に基づき説明する。

第6 議案第35号 黒石市「UPる」先生任用規則の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

千葉委員 これは、通勤手当相当ということなので、自宅から拠点校へとその部分だけを捉えて、あるいは、学校間での移動は含まないということでしょうか。

教育部長 この非常勤職員に対しては、交通費の支給というのが当初ありませんでした。今回は拠点校までの通勤相当を支給したいということで提案させてもらっています。移動については対象になりません。

津軽委員 1km37円という支給の根拠は。

教育部長 市の旅費規程に1km37円という規定がありまして、それを準用しております。

以上、審議を終え、全員異議なく、原案を可決する。

第7 議案第36号 黒石市立幼稚園管理規則の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し審議に入り、全員異議なく、原案を可決する。

第8 議案第37号 黒石市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し審議に入り、全員異議なく、原案を可決する。

第9 議案第38号 教育財産の用途廃止について

教育部長が、旧黒石市立大川原小学校沖揚平分校用地の用途廃止について資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく、原案を可決する。

第10 議案第39号 教育財産の用途廃止について

教育部長が旧黒石市立厚目内小中学校用地及び建物の一部の用途廃止について資料に基づき説明し、審議に入る。

津軽委員 校舎が横になって左側に黒塗りのところの地番が55番2とありますが、図面は52

ー 2 に見えるのですが間違いですか。

教育部長 確認しましたが、御指摘のとおり黒塗りの中の数字が 5 2 - 2 でこれが正解です。議案の方の 5 5 - 2 を 5 2 - 2 に訂正させたいと思います。御指摘ありがとうございました。

以上、審議を終え、黒石市大字沖浦字大巻前「5 5 番 2」と表記されている土地の地番が間違いであったため、一旦これを否決し、後日「5 2 番 2」と訂正したもので教育長に臨時代理させることで全員了承する。

第 1 1 議案第 4 0 号 黒石市就学指導委員会委員の委嘱について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく、原案を可決する。

公開審議終了（午後 2 時 5 分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号）第18条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成27年黒石市教育委員会規則第3号。以下「整備規則」という。）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備規則第5条の規定による改正前の黒石市教育委員会会議規則（以下「旧規則」という。）第21条の規定に基づき作成した平成27年黒石市教育委員会第5回定例会の会議録について、旧規則第22条の規定による承認を受けたので、旧規則第23条の規定に基づき、ここに署名する。

平成27年6月19日

黒石市教育委員長 （村上良子）

黒石市教育委員 （阿保淳士）